

制定 令和4年8月29日

京都市交通局週休二日モデル工事試行要領（土木工事）

1 目的

本要領は「京都市交通局週休二日モデル工事（土木工事）」の試行に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

- (1) 「週休二日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。
- (4) 「工事完成日」とは、「工事請負契約書」に基づく「完成通知書」を提出した日とする。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 「4週7休以上、4週8休未満」とは、現場閉所率が、25.0%（7日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (8) 「4週6休以上、4週7休未満」とは、現場閉所率が、21.4%（6日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (9) 上記の(6)から(8)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (10) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値とする。

$$< \text{現場閉所率}(\%) = (\text{現場閉所日数} \div \text{対象期間日数}) \times 100 >$$

3 発注方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休二日に取り組む旨を届出たうえで取り組む方式（受注者希望方式）とする。受注者は、工事着手前に、実施するか意向を工事打合簿（交通局工事関係書類 様式12）等で監督員に報告することとし、希望する場合に週休二日の取組を実施する。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約単位毎に実施の意向を確認し、週休二日の取組を実施する。

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休二日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表1のとおり、それぞれの費用に補正係数を乗じるものとする。

表1 京都市交通局週休二日モデル工事（土木工事）における補正係数

	【4週8休以上】	【4週7休以上、 4週8休未満】	【4週6休以上、 4週7休未満】
労務費（注1、2）	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）（注3）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注1 市場単価の補正係数は適用する積算基準による。

注2 土木工事標準単価は週休二日補正した単価を使用すること。

注3 仮設材は補正の対象としない。

注4 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

(2) 補正方法

入札公告等において週休二日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて、表1において対応する補正係数を変更して工事価格を積算し、請負代金額を変更するものとする。

なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休二日に取り組む旨の届出がなかった場合は、請負代金額のうち補正額の全額を減額変更する。

5 工事成績評定

週休二日が達成された場合、加点評価する。

6 対象工事

本試行の対象は、交通局が発注する土木工事（軌道工事及びずい道内で実施する防水工事を含む）のうち、入札公告及び設計図書に「週休二日モデル工事」である旨を明示した工事とする。

7 工期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」及び「工期設定支援システム」に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 工期の延期は、天候不良等の不可抗力によるやむを得ない場合を除き、認めない。また、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は、例外なく認めない。

8 留意事項

- (1) 受発注者は、4週8休以上の達成に当たって、1週2休を確保できるよう努めること。
- (2) 受注者は、契約工期開始後速やかに、現場閉所予定日等を施工計画書、実施工程表等に記載し、監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事履行報告書（交通局工事関係書類 様式5-1）などにおいて、現場閉所日及び現場閉所率等を記載し、監督員に提出する。工事完成後は、速やかに最終の現場閉所率を報告（参考様式）する。
また、監督員は、工事期間中を通じて、現場閉所状況の把握に努める。
- (4) 受注者は、交通局が週休二日の推進を目的に受注者に対して実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力するものとする。
- (5) 複数件一括工事の場合、現場閉所率の算定に当たっては、一つの現場として取り扱うこと（複数件のうち1件以上の工事において現場を開所した場合、一括契約している他の全ての工事においても現場を開所したものとして取り扱うこと。）。
- (6) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事終了日の日中に現場を開所していない場合に限る）。なお、詳細については事前に監督員と協議しておくこととする。

9 施行期日

本要領は、令和4年9月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。